

第5章 利用ゾーニングに関する課題の検討

1. 山岳地域における利用ゾーニングにみる課題

(1) 山岳地域における利用ゾーニングの必要性

国立・国定公園の山岳地域は、優れた自然環境を有する国民の財産であり、多くの方が山岳自然に触れ、多様な利用が行われることが望ましい一方、次世代に豊かな自然環境を受け継ぐ必要がある。山岳地域の自然環境と利用の特性は以下のようにまとめられる。

- ・山岳地域は、概して高標高であるため気象条件が厳しく、地形も急峻であり、環境の地理的変化、時間的変動も激しい。植生をみると、高山帯のお花畑からハイマツ帯、亜高山針葉樹林帯、落葉広葉樹林帯までの垂直分布に加え、高層湿原や湖沼等の水辺植生が分布する場合もあり、多様性に富んでいる。例えば、尾瀬国立公園では、広大な高層湿原や尾瀬沼、燧岳等の高山が同区域に分布しており、多様な自然環境が楽しめる空間となっている。
- ・山岳地域の自然環境は脆弱な自然が多いため、植生がいったん荒廃すると、その回復には長い時間を要する。荒廃の程度によっては回復しない場合もある。例えば、高山植生の保護のため入山規制を継続実施している嵯山では、一定の植生回復は見られるが、種によっては回復が芳しくないと報告されている。
- ・山岳地域の利用状況を見ると、道路整備等のアクセス性の向上や、近年の百名山ブーム、山ガールの増加等により、多くの利用者が訪れるようになってきている。例えば、交通アクセスの良い上高地や尾瀬では、利用の集中期にマイカー規制を実施し、利用者数をコントロールしている。
- ・山岳地域での施設整備は、整備費が地形に応じて多大なものとなり、維持管理費も、車道等アクセス性の良い山麓に比べると大幅に増大する特質がある。
- ・登山は利用者の耐力、技術、経験に応じた行動が原則であり、必要以上の整備は山岳環境の雰囲気や損ない、登山そのものの楽しみを減らすことにつながることに留意が必要である。例えば山岳地域に、近代的な雰囲気や山小屋が設置された場合には、周辺の原生的雰囲気を損なうおそれがある。

こうした特性を踏まえると、山岳地域において利用のゾーニングを行うことの意義は、①利用者の快適性確保、②自然環境への影響の緩和、③施設整備水準の設定、④管理水準の設定と考えられる。以上のことから、山岳地域における自然環境の保護と利用の両立に向けて、地域本来の自然や風景を維持しつつ、秩序ある利用を図るために、地域ごとの利用特性を明確にした上で、利用の視点からゾーニングを図り、地域特性に沿った施設整備を行うことが必要である。

(2) 山岳地域における利用ゾーニングの手法と課題

1) 利用ゾーニングの課題に係る知見

伊藤 (2005) は、自然地域ゾーニングの課題として、土地利用ゾーニングが重複しているために他省庁との調整が必要となり合理的な線引きが難しくなること、公園施設に係るゾーニングについて利用機会の視点がないこと等を指摘している。このことは山岳地域におけるゾーニングにも当てはまる課題である。

5. 自然地域ゾーニングの課題

自然地域におけるゾーニングの展開過程の分析から、以下のような課題が明白になってきた。ゾーニングは私有地を含むという日本の自然公園の地域性と関わっているといわれるが、むしろ同一空間における管理組織と法律の重複が問題の根本にある。すなわち、土地利用ゾーニングが幾重にも重複しているため、計画・管理において他省庁との調整が必要となり、利害の対立から合理的な線引きが困難になる場合が生じる。自然公園における「特別保護地区」が森林地帯ではなく樹木という資源の少ない高山帯に多く指定されているのがそれを物語る。

次に、都市のゾーニングが建物中心であるのに対して、自然地域では森林となっているが、いずれも物的環境という土地利用のあり方である点は共通する。また、森林施業を中心とするゾーニングの主目的は生態学的な保護ではなく景観保護であった。それは道路沿いを特別地域化してその奥を普通地域にする今日に至る線引きに示されている。生態学的保全であればむしろ、道路影響の少ない空間を特別地域にして道路沿いは普通地域にするであろう。だが、物的環境中心でありながら、公園施設に関するゾーニングがない。建築基準法に類似した建物などの規制が、自然公園法施行規則における地種区分と一体化して設けられているが、対象は一般の建築物であり、三つの問題がある。第1に、その意図には利用機会に関わる視点がなく、都市計画における風致地区と同様な景観保護に限定されている。だから建ぺい率、容積率、高さに加えて稜線などとの関係が規制されているにすぎない。第2に、規模縮小から閉鎖・撤去に至る既存の施設に対する規制がない。新築は規制されるが既存施設であれば増築も改築も可能である。このことは、北アルプスの山小屋の多くが1934年の中部山岳国立公園指定以前に営業を始め、需要に応じて規模を拡大していった事実と一致する。第3に、規制は施設の外観中心であり、利用者にとって重要な収容力や配置と密度、サービス水準、リスク管理という視点が欠けている。

また、レクリエーション利用にしても森林保全にしても一番影響の大きな道のあり方に関する規制が不十分である。車道新設に関しては建築物と同様な基準があるが、既存の車道や歩道を見直すような観点がない。歩道などの交通施設やキャンプサイトや山小屋などの宿泊施設のあり方がレクリエーション利用に大きな影響を及ぼすため、これらのあり方を計画するためのゾーニングが必要と考えられる。このようなレクリエーション利用機会によるゾーニングは土地利用のゾーニングを考慮して決められるが、土地利用間の重複と異なり相補う性質のものとなる。

出典：伊藤太一 (2005) 自然地域レクリエーションにおけるゾーニングの可能性、日本森林学会誌 87 (6)、頁 517-518 より抜粋、下線部加筆

2) 具体的なゾーニング手法の特徴と課題

山岳地域におけるゾーニングの手法としては、レクリエーション機会の提供に着目したROS (Recreation Opportunity Spectrum) があるが、この他の視点として、施設密度を規定するゾーニング手法や、コリドーに配慮した帯状のゾーニング手法が取り入れられている。ここではそれぞれの手法の概要、実践事例、課題を整理した。

① ROS (Recreation Opportunity Spectrum)

<概要>

ゾーニングの手法の一つとして、ROS (Recreation Opportunity Spectrum) がある。ROS は、アメリカ合衆国で開発され、国有林および土地管理局の土地管理計画に採用されているレクリエーション計画概念である。この概念は、多目的利用を前提とした地域の土地管理において、多様なレクリエーション活動や、多様なレクリエーション体験を得るための機会を提供し、かつレクリエーション利用と、林業や牧畜などのその他の利用との両立を図るためにレクリエーション地域の現況把握を行い、計画を策定するための枠組みである。

<基本概念>

レクリエーション空間は「物的環境」「社会的環境」「管理水準」の3種類の空間状況を示す要素（空間構成要素）の組み合わせ（次図）によって構成される。物的環境には、アクセスの状況、人工物の有無や騒音、社会的環境には混雑度、利用密度、レクリエーション活動のタイプ、管理水準には管理者による規制や規則などがそれぞれ含まれる。

レクリエーション空間におけるこれらの要素の組み合わせは、利用者の求めるレクリエーション体験に応じて決まってくるため、それぞれのレクリエーション体験に相応しい要素の組み合わせを提供することが、レクリエーション計画、管理の目的となる。

<計画方法>

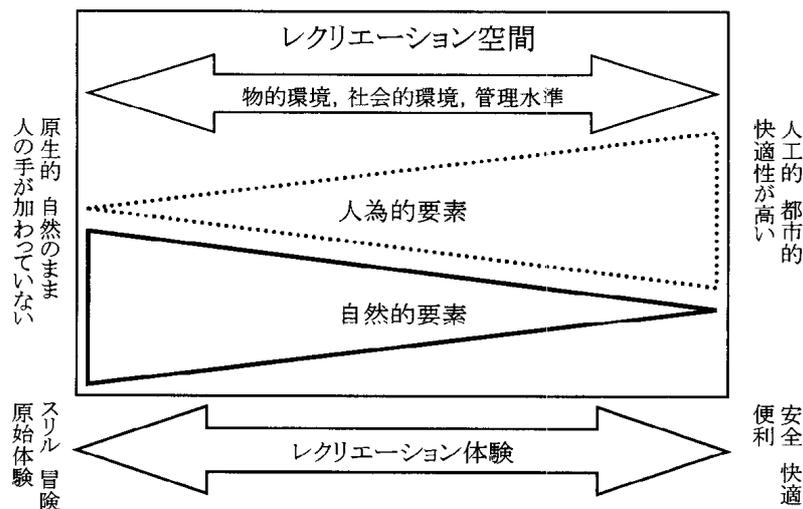
ROSによる計画策定のプロセスは、現況把握から計画策定、実行、モニタリングまでの6段階に区分される（次表）。なお第2段階の「不整合」とは、提供すべきレクリエーション空間の状況と、空間構成要素が適切に対応していない状態を示す。

表 5-1：ROSによる計画策定のプロセス

第1段階	3つの空間構成要素の現況把握、図化を行う。
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1段階の結果をもとに、要素の組み合わせに不整合が生じていないかを明らかにする。 ・ その場所で提供しようとするレクリエーション機会のクラスを決定する。 ・ レクリエーション以外の森林管理業務との調整を行う。 ・ 利用上対立する問題を明らかにして全体の問題解決方法を提示する。
第3段階	計画作成スケジュールを決定する。
第4段階	スケジュールに従い、実際の計画案を策定する。
第5段階	計画の実行
第6段階	適宜モニタリングを行い、問題が生じていれば前の段階に立ち戻って計画を再検討する。

出典：八巻一成他（2000）利用者の多様性を考慮した森林レクリエーション計画：ROS (Recreation Opportunity Spectrum) 概念の意義、日本林學會誌 82(3)、頁 219-226 より作成

第一段階「3つの空間構成要素の現況把握と図化」に向けて、まずはレクリエーション空間の多様性に着目し、空間を特徴の異なるいくつかのクラスにわけます。クラス分けの基準は前述の3つの空間構成要素であり、各要素はさらに複数の指標から構成される。ROSは、多様なレクリエーションを提供するための空間管理を目的としているため、指標はレクリエーション体験に関わるもの、かつ管理者が管理を遂行するのに制御可能な対象であることが前提となる。アメリカ合衆国の国有林において採用されている評価指標は下表の7つであり、これをもとに6区分のクラスに分類されている。なお実際の適用例をみると、必ずしも6クラス全てが計画されているわけではない。すなわち、一つの地域でROSのすべてのクラスを計画する必要はなく、各地域の特性に応じて適宜計画されているのが現状である。



レクリエーション空間は、物的環境、社会的環境、管理水準の3要素により構成され、自然的要素、人為的要素の多少により多様な環境が作り出される。利用者が求めるレクリエーション空間は、利用者が求めるレクリエーション体験に応じて決まる。

図 5-1 : ROSによるレクリエーション空間の概念

出典：八巻一成他（2000）利用者の多様性を考慮した森林レクリエーション計画：ROS (Recreation Opportunity Spectrum) 概念の意義、日本林學會誌 82(3)、頁 219-226

表 5-2 : 7つの評価指標（アメリカ合衆国国有林で採用）

空間構成要素	評価指標	評価内容
物的環境	アクセス	目的地への到達に求められる技術や困難さの程度
	遠隔性	車道や人為的な景観、音からの距離
	自然性	伐採、造成等の自然改変の程度
社会的環境	利用者間の出会いの頻度	他の人に出会う頻度
	利用者のインパクト	利用圧に対する場所の許容限度
管理水準	場所の管理	利用者の利便性、快適性のための施設の整備水準
	利用者管理	利用をコントロールするための規制や現地での利用者への情報提供の程度

出典：八巻一成他（2000）利用者の多様性を考慮した森林レクリエーション計画：ROS (Recreation Opportunity Spectrum) 概念の意義、日本林學會誌 82(3)、頁 219-226 より作成

表 5-3：6つのクラス区分（アメリカ合衆国国有林で採用）

クラス	概要
原生地域 Primitive	広大かつ基本的に自然環境の改変を受けていない地域。 利用水準は低く、利用者間の接触は非常に稀であり、動力付きの車両は利用できない。原始的な環境を保護するために必要とされる以外の人為的な行為や管理はほとんど見られない。
動力付き車両の入れない準原生地域 Semiprimitive nonmotorized	比較的広大な天然地域。 動力付き車両は利用できず、利用水準も低い。管理は必要最小限に限られ、目立たぬよう配慮される。
動力付き車両の入れる準原生地域 Semiprimitive motorized	動力付き車両の入れない準原生地域と同じ環境、管理状況であるが、動力付き車両の使用は認められる。
道路のある自然地域 Roaded natural	利用の比較的ある自然地域。 利用者間の接触は多くはないが適度にある。人為的な利用や管理行為が見られるが、自然との調和を乱さない範囲である。自動車利用のための基本的な施設の整備も行われる。
田園地域 Rural	人間によって自然環境の改変が行われた環境が主体。 利用者も比較的多く、植生管理なども行われる。利用者の便のためにいくつかの施設整備も行われる。
都市地域 Urban	開発された環境が主体（周囲は良好な自然状態の場合もある）。 植生は管理され、外来種の植栽も行われる。利用者が多く利用密度も高い。利用のための様々な施設整備が行われる。

出典：八巻一成他（2000）利用者の多様性を考慮した森林レクリエーション計画：ROS (Recreation Opportunity Spectrum) 概念の意義、日本林學會誌 82(3)、頁 219-226 より作成

<ROSのメリット>

- ・Clark and Stankey（1979）は、ROSの特徴として、①どこでどのようなレクリエーション機会が存在するかを示すことができるため、レクリエーション資源のデータベースとして活用できること、②各クラスの配置を地図上に示すことにより、利用者が求めるレクリエーション体験の提供という観点からの計画作成が可能となること、③木材の伐採や道路開発等によるレクリエーション空間の変化を事前に検討できること、④レクリエーション機会に関するデータベースとしての機能を持つことから、利用者がどこに行けば自らの求めるレクリエーション体験を得ることができるかを情報として提供できることの4点を挙げている¹。
- ・我が国の公園行政においてもレクリエーションはゾーニングできないという点は認識されており、自然公園の地種区分は保護計画だけに組み込まれ、利用計画では使われていないものの、この利用計画では施設整備が重視されており、ROSの視点から利用機会を規定する要因として施設をゾーニングしていけば、利用機会に関わる計画・管理が可能になる²。

¹ 八巻一成他（2000）利用者の多様性を考慮した森林レクリエーション計画：ROS (Recreation Opportunity Spectrum) 概念の意義、日本林學會誌 82(3)、頁 219-226

² 伊藤太一（2005）自然地域レクリエーションにおけるゾーニングの可能性、日本林學會誌 87(6)、頁 513-521

<ROSの課題>

- ・ROSは、アメリカの国有林で開発されたフレームワークであり、私有地を含む場合が多い日本の自然公園にはなじまない場合がある。
- ・大雪山国立公園等でROSの考え方を取り入れたゾーニングが実施されているが、本州の山岳地域では、原生的自然環境から里山のような二次的自然環境へのグラデーションにうまく乗るような場合が少ないために、本州では適応できないとの指摘³がある。

② 施設密度に係るゾーニング手法

既出のROS概念では施設密度について言及していないが、八巻（2000）によれば、単位面積当たりの施設密度を定めた計画がニューヨーク州立アディロンダック公園において導入されており、個々の施設の密度規制により、自然環境保全と静寂性の確保が期待できると評価している。

アディロンダック公園における事例

- ・公園面積の42%は州有（林）地、58%は私有地。
- ・州有地の計画では、全て禁伐、レクリエーション機会から7ゾーンに区分している。
- ・私有地の計画では、レクリエーション機会から6ゾーンに区分している。
- ・各区分に応じて、平均建築物密度と平均敷地面積が規定されている。

アディロンダック公園内私有地のゾーニング

土地利用区分	平均建築物密度 (per square mile)	平均敷地面積 (acre)
集落 (hamlet)	制限なし	—
中密度 (moderate intensity)	500	1.3
低密度 (low intensity)	200	3.2
田園的利用 (rural use)	75	8.5
資源管理 (resource management)	15	42.7
産業 (industrial)	制限なし	—

出典：Adirondack Park Agency (1973)。

- ・密度規制を建物や道路に用いることで、レクリエーション機会に関わる施設のゾーニングとして有効に機能すると考えられる。
- ・個々の施設のあり方だけでなく、密度を規制することで、自然地域における過剰な施設集中を抑制し、自然環境保全に加えて静寂性という自然地域利用に不可欠な社会的条件を提供できる。

出典：伊藤太一（2005）自然地域レクリエーションにおけるゾーニングの可能性、日本林學會誌 87(6)、頁 513-521

③ コリドーに配慮した帯状ゾーニング

八巻（2000）によれば、ウィルダネス・レクリエーションの視点から、歩道に沿った帯状のゾーニングを設定した事例がある。コリドー概念だけでなくその幅に密度概念を加えることによって、多様な空間を巡るトレイルとそのコリドーを地形や植生、土地所有、利用状況に応じて幅を柔軟に設定できるようになっている。八巻（2000）は、わが国で設置された長距離自然歩道は依拠する法律がない上にコリドーの保全が考慮されていないが、静寂さという歩行環境の視点からのコリドー幅の密度に係るゾーニングとして導入可能であると指摘している。

³ 北海道大学准教授・愛甲哲也氏へのヒアリング（平成26年1月29日実施）より

アメリカにおける帯状ゾーニングの事例

- ・ アパラチアン・トレイルでは、1935年に車道との関係が問題化した結果、今日のコリドーに近い幅1,000フィート（約305m）のトレイルウェイという概念が形成された。
- ・ 1938年からは、道路から視覚的だけでなく聴覚的にも隔離するために、連邦政府所有地では、車道と歩道を1マイル（約1,600m）以上話すという合意が形成された。
- ・ その後、1968年の国立トレイルズ・システム法では、コリドー幅に密度概念を導入し、私有地でも1マイルにつき25エーカー（平均幅63m）、1978年の法改正では125エーカー（平均幅316m）に拡大して、私有地の公有化を進めている。

出典：伊藤太一（2005）自然地域レクリエーションにおけるゾーニングの可能性、日本林學會誌 87（6）、頁 513-521

2. 大台ヶ原地域における利用ゾーニングの検討結果

(1) 大台ヶ原地域における利用ゾーニング検討のモデル性

大台ヶ原地域は、紀伊半島の中枢に位置し、水源地として地域を潤すとともに古くから豊かな文化を育んできた地域であり、自然環境の保護活動の嚆矢、わが国初の利用調整地区制度導入など自然保護と自然環境の適正な利活用の先進的な取組みが継続して行われてきた地域である。

一方で、大台ヶ原地域は核心地域まで車道と駐車場が整備されていること、山頂部近くが準平原地形であること、木道などの施設整備が進められていることなど、アクセスの利便性と地形的特性から多様な利用者を迎え入れる可能性を有しており、本格的な登山からトレッキング利用まで多様な階層の利用を可能としている。また対象地域の主要ルートであるが、台風の影響で一部不通となっていた大杉谷線歩道が、来年度には全線開通する予定であり、今後の大杉谷線の利用者増が見込まれるとともに大台ヶ原全体の利用動態に影響を及ぼすことも予想され、いま一度、対象地域における適正な利用のあり方について整理しておく必要がある。

こうした地域の特性から、大台ヶ原地域における利用ゾーニングを検討することによって、山岳地域における地域資源の活用を通じた適正な利用と管理、整備のあり方を提示し、今後の山岳地域のあり方を検討する上でのモデル性は高いといえる。

(2) 大台ヶ原地域におけるゾーニングの検討結果

本検討では「自然環境保全の重要性」、「利用の利便性促進」の2つの視点から、全国的に整備・公開されているデータを評価指標と設定して、利用ゾーニング案の検討を行った。このため、他地域においても同様の評価指標を用いることが可能である。

また、大台ヶ原山は古くから信仰の山と位置付けられていることから歴史・文化資源を評価項目に加えるとともに、周辺地域が全国有数の多雨地域であることから登山道の脆弱性も評価項目に加えており、地域特性に応じた評価項目を設定している。

本検討のメッシュ分析の総合評価から、利用の視点、地域活性化の視点、管理状況を踏まえ、尾根・谷などの集水域を単位とするまとまりや特徴的な自然環境の分布状況からゾーニングを行った。このため、自然環境の保全に配慮した利用のゾーニング手法とすることが可能である。

また、トレッキング利用、登山利用、挑戦型利用の3つの利用パターン、及びアクセス性や傾斜度等利用の利便性の違いを踏まえて5ゾーンに区分するとともに、利用の利便性を支える2つの利用軸に区分したことにより、各エリアの利用特性を踏まえた施設整備・管理水準の考え方を整理することが可能である。

本検討でのゾーニング結果と、現行の自然公園区域の地種区分を重ね合わせると、特別保護地区の中では「②原生的自然環境保全・挑戦型利用ゾーン（AC）」が最も多く、特別地域には、「②原生的自然環境保全・挑戦型利用ゾーン（AC）」や「③自然環境保全・登山・トレッキング利用ゾーン（BA）」が多く含まれていた。このようなゾーニングは、今後大台ヶ原周辺地域において、自然公園地種区分の変更、拡大を検討する際、あるいは新たな施設整備計画を検討する際に、利用のあり方や整備の方向性を示すものとして活用することが期待される。

3. 他地域でのゾーニング検討に向けた課題整理

(1) 詳細な生物生息状況に関するデータ整備の必要性

自然環境の保全の重要性を評価するための指標として生物生息情報があげられる。一方、現在全国的に整備・公開されているメッシュ単位は二次メッシュ単位であり、他データとの重ね合わせに際して、精度が合わないという問題がある。

このため、今後は山岳地域における自然環境の保全の重要度評価に寄与する詳細な生物生息環境データの整備が必要とされる。一方で、盗掘や捕獲が心配される希少種等については、適正な保護の視点から分布情報の取扱いには十分な注意が必要である。

(2) 利用に関わる施設等各種情報のデータ整備の必要性

登山道や利用施設などの各種情報については、特に国立公園の指定年度が古いものについてはデータ化が進んでいない。また山岳地域における施設整備の難易度等については、微地形やわずかな環境の違いが影響しているため、災害履歴や被害状況のデータ蓄積が有効と考えられる。

例えば、大雪山国立公園では、公園計画上の登山道の荒廃状況を3年かけて調査し、全域の調査結果をGIS情報としてとりまとめるなどデータベースとして整備しており、このデータを元にしたゾーニングを行っている。

このため、山岳地域における利用に関わる施設等の各種情報のデータの整備が課題とされる。

(3) 目的に沿った分析単位の検討の必要性

本検討では、自然環境の保全と利用の調整を図るため、多様な指標を均一に分析することが可能なメッシュ分析を採用した。一方、利用に関わる情報は、歩道や利用施設など「線」や「点」の情報として整理される。

例えば、大雪山では登山道維持管理を主目的としたゾーニングを実施しており、主として「線」を単位としたゾーニングを行っている。また支笏洞爺では、国有林の既存区分を拠り所にする方針から、林班を分析単位としたゾーニングを実施している。

このように利用のゾーニングに際しては、目的に応じた分析単位を採用することが必要となる。

(4) 線から面へとつながる評価手法の検討の必要性

現在、各地の事例に見られるゾーニング手法は、利用動線となる登山道を中心にした「線」的評価が主流であるが、登山道から望むことのできる自然景観や植生等の資源を「面」的に捉えて評価していく手法が確立されていない。例えば、アメリカのゾーニング事例では、歩道に沿ったコリドーを設定し、密度規制の概念を加えて、歩道環境としての静寂性の確保など、「線」から「面」へと広げていくような試みがなされている。

このように、今後は「線」的な評価を「面」的な評価につなげていくような評価手法の検討が必要となる。

(5) 施設整備・管理水準の方針とりまとめに際して配慮すべき知見

ゾーニング結果に基づき、各区分での施設整備・管理水準の考え方、方向性をとりまとめる際には、単に方向性、あり方を記述するだけでなく、施設密度やコリドー帯での規制と組み合わせ

ながら検討することで、より効果的な方針設定が可能になる。

例えば、アディロンダック公園の事例では、施設密度を規制することで、自然地域における過剰な施設集中を抑制し、自然環境保全に加えて静寂性という自然地域利用に不可欠な社会的条件を提供している。

4. ゾーニングに基づく施設整備・維持管理の展開に向けた検討事項の整理

(1) 施設整備・維持管理に関わる関係主体との連携の必要性

山岳地域において施設整備・維持管理を確実に進めていくためには、施設管理者である環境省、県町村等の自治体、維持管理に係る市民団体等との連携により、課題意識や望ましい将来像を共有しながら、具体的な項目を抽出していくステップが必要になる。自然公園においては、公園計画に位置付けられている歩道以外にも、実際に使われている歩道が存在しており、実際に機能しているすべてのルートを対象とした包括的なゾーニングが必要である。

例えば、嵯山では、林野庁、北海道、芦別市、森林組合、山岳会等が連携してゾーニングに基づく保全・整備に関わる取組みを推進しており、北海道とボランティア団体が協定を結んでパトロールを実施するなど、多様な主体が参画する仕組みが形成されている。

一方、大雪山では、ゾーニング段階から地域との協働によって管理水準、技術指針が作成されたものの、利用者の視点が不足していることや、現場で十分に認知・活用されていないこと等の指摘がなされ、現在は見直し作業が進められている。

(2) 関連施策との関係整理

ゾーニング案を具体化するためには、自然公園管理計画等、関連する計画へ反映させるなど、実効性のある施策との関連付けが必要である。

例えば、五色ヶ原では、市条例に基づくゾーンへの入域規制と利用料徴収を実施しており、保護と適正な利用の両立を図っている。尾瀬国立公園においては、新しく策定した公園管理計画の中で利用ゾーニングを位置付けており、公園計画に基づくゾーニング事例として今後の展開が注目される。さらに上高地では利用ゾーニング案を「上高地ビジョン」に反映させ、長期目標として50年後に目指す姿、10年後の姿、5年間の行動計画や関連機関の役割分担を記載する作業に着手しており、ゾーニングの具体化に向けた取組みを進めている。

平成25年度

総合的山岳環境保全対策推進事業実施業務報告書

平成26年3月

発注者：環境省自然環境局

受注者：株式会社スペースビジョン研究所

大阪府大阪市中央区谷町二丁目9番3号

ガレリア大手前ビル

TEL:06-6942-6569 FAX:06-6942-6897

URL: <http://www.spacevision.co.jp/>

本報告書（表紙を除く）は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料『Aランク』のみを用いて作成しています。